

○ TPP等関連農業農村整備対策実施要綱（平成28年1月20日付け27農振第1792号農林水産省農林水産事務次官依命通知）新旧対照表

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p style="text-align: center;">TPP等関連農業農村整備対策実施要綱</p> <p>第1 目的及び趣旨</p> <p>「総合的なTPP等関連政策大綱」（<u>令和2年12月8日TPP等総合対策本部決定</u>）に即し、農畜産業の体質強化を図る観点から、担い手の育成・支援、農地の集積・集約化、農産物の高付加価値化・生産コスト削減など農畜産業の競争力向上に必要な生産基盤整備をTPP等関連農業農村整備対策（以下「対策」という。）として実施するものとし、その実施に当たってはこの要綱に定めるところによるものとする。</p> <p>第2～第6 （略）</p>	<p style="text-align: center;">TPP等関連農業農村整備対策実施要綱</p> <p>第1 目的及び趣旨</p> <p>「総合的なTPP等関連政策大綱」（令和元年12月5日TPP等総合対策本部決定）に即し、農畜産業の体質強化を図る観点から、担い手の育成・支援、農地の集積・集約化、農産物の高付加価値化・生産コスト削減など農畜産業の競争力向上に必要な生産基盤整備をTPP等関連農業農村整備対策（以下「対策」という。）として実施するものとし、その実施に当たってはこの要綱に定めるところによるものとする。</p> <p>第2～第6 （略）</p>

附 則

この通知は、令和3年1月28日から施行する。